



つむぎだより No.2

1、ハラスメント防止対策の強化（6月より）

◇合併秘話②◇

さて、今月も続きます。のんびりムードから始まった打合せですが、最初に取り組んだのは「こんな事務所にしたい」というイメージです。そして、資金計画を作成し始めました。やってみると、現状分析にもなり、個人的にはとても勉強になりました。

それから取り組んだのが、法人の名称と理念づくりです。名称の条件は、「みんなが読めるひらがなで、3文字にしよう!!」と決めました。

決めたのはいいものの、候補にあがったものは、近くの社労士法人で使われており、なかなか決まりません。やっとでてきたのが、「つむぎ」でした。（詳しくは、創刊号で）

最後に、経営理念ですが、こちら時間もかけ、言葉を選び、意味を考え、作成していきました。この2つを決めるのに、打合せの約半分くらいの期間を費やしました。

（次号に続く）

労働施策総合推進法の改正により、6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。（中小事業主は、令和4年4月1日から義務化）

(1) 事業主および労働者の責務

・事業主の責務……①職場におけるパワハラを行ってはならないこと等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること、②その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、配慮を行うこと

・労働者の責務……①ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと、②事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

(2) パワハラ防止のために事業主が講ずべき措置

① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認

すること

⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと

⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと

⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること

⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

(3) 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワハラについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられていますが、6月1日から事業所の規模を問わず防止対策が強化されます。



＝季節のコラム＝

「けろ(6)けろ(6)」の語呂合わせで6月6日は「かえるの日」です。

水田や川の近くで暮らしてきた日本人にとってカエルは古くから身近な存在。「万葉集」でも山上憶良がカエルを詠んでいます。ただその名は「たにくく」。ヒキガエルのことだと言われており、後々声の美しいカジガエルの「かはづ」と混同されてゆき、「かえる」へと変化しました。

平安時代には「鳥獣戯画」の踊るカエル、江戸時代の草双紙「児雷也」が乗る大ガマガエル、昭和には「ケロヨン」や「ど根性ガエル」、平成には「ケロ軍曹」など様々なカエルが登場しました。

今でも「無事にカエル」や「お金がカエル」と、カエルのマスコットを持ち歩く習慣がありますね。

(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

2、テレワークの実施状況

新型コロナウイルス感染リスク防止の観点から急速に広まったテレワーク。騒動の中で急遽対応に迫られた職場も多いことでしょう。さて、全国的な実施率はどのようになっているのでしょうか。

厚生労働省は、LINE株式会社と協力して、LINE株式会社の公式アカウントにおいて、サービス登録者に対して「新型コロナウイルス対策のための全国調査」を3回にわたり実施し、その分析結果を発表しています。

調査によると、オフィスワーク中心(事務・企画・開発など)の人におけるテレワークの実施率は、第3回調査時点で、全国平均で27%でした。緊急事態宣言前と比べて増加しているものの、政府目標には、この時点ではまだまだ届いていない状況です。

緊急事態宣言が最初に発令された7都府県だけでみても、最も進んでいる東京都で52%、最も遅れている福岡県で20%と差があります。また、全国的には1割にも届いていない地域が多いようです。

本調査は4月中旬までの状況を示したものですので、その後、また状況は変

わっていることが予想されます。

テレワークはコロナ対策だけに限るものではありません。育児・介護、様々な災害対応の面からも必要になってくるものです。

テレワークの実施状況が今後の企業経営にも大きく影響してくることもなりかねませんので、これを機に自社でも真剣に検討していきたいところです。

当事務所でも、テレワーク規程のご相談に乗ることが多くなってきました。ご不明な点がありましたら、遠慮なくご連絡ください。



3、今月のおすすめ本

今月は「LIFE SHIFT(ライフ・シフト):100年時代の人生戦略」をご紹介します。

まんがの方ですが…とても面白かったので、オリジナルも読もうと思います。これから100年以上生きる時代がやってくる、人生が長くなれば変化を経験する機会も増え、そのときに備えて選択肢を持っておく、と書かれてありました。

そしてこれからは、教育を受ける⇒仕事をする⇒引退を迎える、といった3つ

のステージではなく、仕事、遊び、学びのバランスをとりつつ、柔軟に人生を組み立てていく『マルチステージ』の考え方が重要になってくる、とのことでした。

そのときには、お金や土地や家といった形のある資産だけでなく、知識、健康、人間関係、といった無形の資産も大切で、それらを貯えながら自分らしい選択をしていく、とのことでした。

自分がこれからどう生きていくのかを考えさせられました。(川端)